

長門市ブロック塀除却等補助金の内容

長門市では、一定の条件を満たしたブロック塀の除却または建替えに要する経費に対して補助金を交付しています。

補助金の額

除却または建替え経費（税抜）の3分の2以内 ただし上限は 10万円

※ 除却 = 土の中の根入れ部分を含めたブロック塀の全てを撤去する工事

※ 建替え = ブロック塀を全て撤去したうえで、塀を新設する工事

補助金を受けるための条件

- ① 避難路等を含む第三者が通行する道に接するブロック塀であること
- ② 市の職員による現場での点検の結果、倒壊の危険性があると判断されること
- ③ 建替えの場合は、地震に対して安全な構造となること
- ④ 除却の場合は、ブロック塀等を全て除却するものであること

※空き家のブロック塀であっても対象になります

★補助金交付決定の通知文書が来るまでは工事を開始しないでください。

通知前に開始した工事は補助金を受けられなくなります。

補助金の審査内容

- ① 必要書類がそろっているか
- ② 工事内容が安全を確保できるような内容か

お問い合わせ

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2

長門市建設部建築住宅課住宅班

TEL:0837-23-1186